平成２３年（フ）第１９０号
仙台市宮城野区燕沢３丁目９番11号
債務者　須賀川ユミ
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
宮城県石巻市開北２丁目17番10―２号、前住所宮城県石巻市開北１丁目６番３号　スパークル水押Ｅ号
債務者　斎藤　龍助（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
秋田県能代市字機織轌ノ目99番地　佐々木アパート１号
債務者　本多　一彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１３号
秋田県能代市日吉町７番15号
債務者　金谷　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１４号
秋田県能代市日吉町７番15号
債務者　金谷日出子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１０号
福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字町９番地
債務者　荒木　光夫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１１号
福島県南相馬市原町区大谷字下原49番地の３
債務者　櫻田やよい
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第６１号
茨城県常陸大宮市宇留野2176番地の１
債務者　瀧　　昌枝
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
茨城県常陸大宮市南町1176番地の２　アルファーハイツＢ―102号
債務者　瀧　　誠二
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
茨城県常陸大宮市東野1804番地
債務者　横山　義昭
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
茨城県常陸大宮市宇留野2176番地の１
債務者　瀧　　キヨ
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
茨城県水戸市開江町1571番地の２、旧住所茨城県水戸市東原２丁目１番６号
債務者　北條　雅也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
茨城県水戸市河和田１―1584、旧住所茨城県那珂市中台710番地
債務者　初田　久子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
茨城県水戸市吉沢町747番地の１　吉沢マンション302号
債務者　小田部友和
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅602棟１階２号、旧住所茨城県水戸市赤塚１丁目2005番地
債務者　勝山　太郎
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８８号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅602棟１階２号、旧住所茨城県水戸市赤塚１丁目2005番地
債務者　勝山　和子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
茨城県水戸市河和田町1094番地の５
債務者　益子　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所